

中野区公衆喫煙所設置費等助成のご案内

中野区では、区民の方の健康を守る観点から受動喫煙を防止し、誰もが快適に過ごせるまちづくりを実現するため、どなたでも利用できる喫煙所の設置及び維持管理に係る経費の一部を助成します。

※助成金の交付を希望される場合、事前申請が必要になりますので、まずご相談ください。（保健企画課保健企画係 ☎ 03-3382-2428）

※年度内に工事完了報告書を提出できるよう、設置工事をしていただく必要があります。

1 助成対象者

- ① 中野区内の公衆喫煙所の設置場所を使用する権限を有する者
- ② 中野区内の公衆喫煙所の維持管理をする権限を有する者

※法人、団体及び個人のいずれでも助成を受けることができます。（国、独立行政法人、地方公共団体を除く）

2 助成内容

助成対象経費		助成率	上限額	回数・期間
設置経費	工事費、設備費、備品費、機械装置費	重点整備地区:10/10	①屋内公衆喫煙所 700万円 ②屋外公衆喫煙所 (コンテナ型、トレーラー型) 700万円 ③屋外公衆喫煙所 (パーティション型) 400万円	1回
		その他地区 :1/2		
維持管理経費	空気清浄機等機器類の保守料、電気代、火災保険料、清掃・ごみ処理委託費、賃料等	重点整備地区:10/10	各年度 120万円	5年間
		その他地区 :1/2		

※助成対象経費には、消費税相当額を含みます。

※助成金額の千円未満の端数は切り捨てです。

※維持管理経費について、各年度の助成期間が1年に満たない場合は、10万円に当該年度の助成期間の月数（1か月に満たない月がある場合は、当該月については日割りで算出）を乗じた金額を上限とします。

※5年間継続して運営できなかった場合、助成金の一部又は全部を返還していただきます。

※重点整備地区は、5ページのとおりです。

3 助成対象とする公衆喫煙所

以下に掲げる項目のいずれにも該当する公衆喫煙所

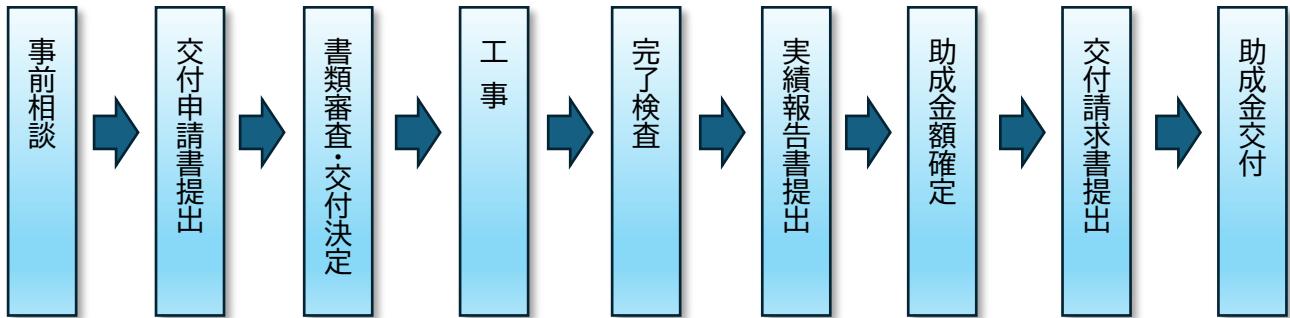
- (1) 下の別表に規定する要件を満たしていること
- (2) 無料で利用できること
- (3) おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営すること
- (4) 出入口に扉を設け、利用者が出入りする場合を除き開放していないこと（屋外公衆喫煙所（パーティション型）除く）
- (5) 供用開始後、最低5年間は運営を継続すること
- (6) 受動喫煙防止に十分配慮した場所に設置すること。屋外公衆喫煙所（パーティション型）は、道路の路端等から概ね7m以上の距離がとられていること。
- (7) 設置について近隣住民等に十分に周知されていること
- (8) その他助成金を交付することが適当でないと認められる公衆喫煙所に該当しないこと。

(別表)

公衆喫煙所の区分	要件
屋外公衆喫煙所	<p>(1) 近くを通行する者等に容易に受動喫煙を生じさせることがないよう、コンテナやパーティション等で非喫煙区域から区画されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。</p> <p>(2) 公衆喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能場所であること及び20歳未満は立入禁止であることが分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。</p> <p>(3) 建物の入口や窓、人通りの多い区域から可能な限り離して設置する等、周囲の状況に配慮すること。</p> <p>(4) 平成30年11月9日付健発1109第6号「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」を参考に、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないように措置を講ずること。</p> <p>(5) 法令等で規定する基準を満たしたものであること。</p>
屋内公衆喫煙所	<p>(1) 給気のために必要な開口部（「がらり」や「アンダーカット」を含む。）を除き、床面から天井まで達する壁等によって非喫煙区域から空間的に分離されており、専ら喫煙のために利用される場所であること。</p> <p>(2) 公衆喫煙所の出入口に、当該場所が喫煙可能場所であること及び20歳未満は立入禁止であることが分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、外国人を含め、誰でもその内容が理解できるものとするよう十分留意すること。</p> <p>(3) 境界部における非喫煙区域から喫煙室に向かう気流の確保（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2 (m/s) 以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないよう措置が講じられていること。</p> <p>(4) たばこの煙を屋外に排出することができること。また、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が排出されないよう配慮されていること。</p>

4 申請の流れ

(1) 設置経費



※交付申請書は、設置工事着工初日の15日前までに提出してください。

※書類審査・交付決定には2週間程度かかります。

必要書類

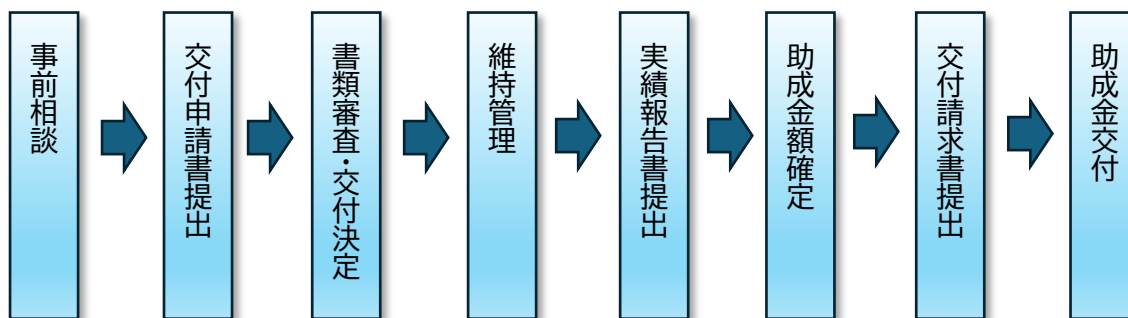
* 交付申請 *

書類	所有者	賃借者
中野区公衆喫煙所設置費等助成金交付申請書(第1号様式)	○	○
公衆喫煙所設置・運営計画書(第2号様式)	○	○
公衆喫煙所の設置の場所に係る登記事項証明書(発行後 3 か月以内)	○	
公衆喫煙所の設置の場所に係る賃貸借契約の契約書の写し		○
公衆喫煙所の設置の場所の地図	○	○
公衆喫煙所の面積、仕様、換気扇等の設備、排気口の位置その他の事項を確認することができる書類	○	○
他の補助金等の交付事業による補助の額、当該補助の対象となる経費等を確認することができる書類(他の補助金等の交付事業により補助がされる場合に限る。)	○	○
公衆喫煙所の設置予定場所の写真	○	○
見積書の写しその他の公衆喫煙所の設置に係る経費の金額及び内訳を確認することができる書類	○	○
公衆喫煙所の設置の場所の近隣に居住する方等に当該公衆喫煙所の設置について周知したことを確認することができる書類	○	○

* 完了報告 *

書類
中野区公衆喫煙所設置完了報告書(第8号様式)
公衆喫煙所の面積、仕様、換気扇等の設備、排気口の位置その他の事項を確認することができる書類(交付申請時に提出した内容から変更があった場合に限る。)
公衆喫煙所の全体及び主要部分の状況を確認することができる写真
公衆喫煙所の設置に係る助成対象経費の支払がされたことを確認することができる書類の写し
公衆喫煙所の設置に係る助成対象経費の金額及び内訳を確認することができる書類の写し

(2) 維持管理経費



※交付申請書は、喫煙所の維持管理を開始する15日前までに提出してください。(年度当初から開始する場合を除く。)

※書類審査・交付決定には2週間程度かかります。

必要書類

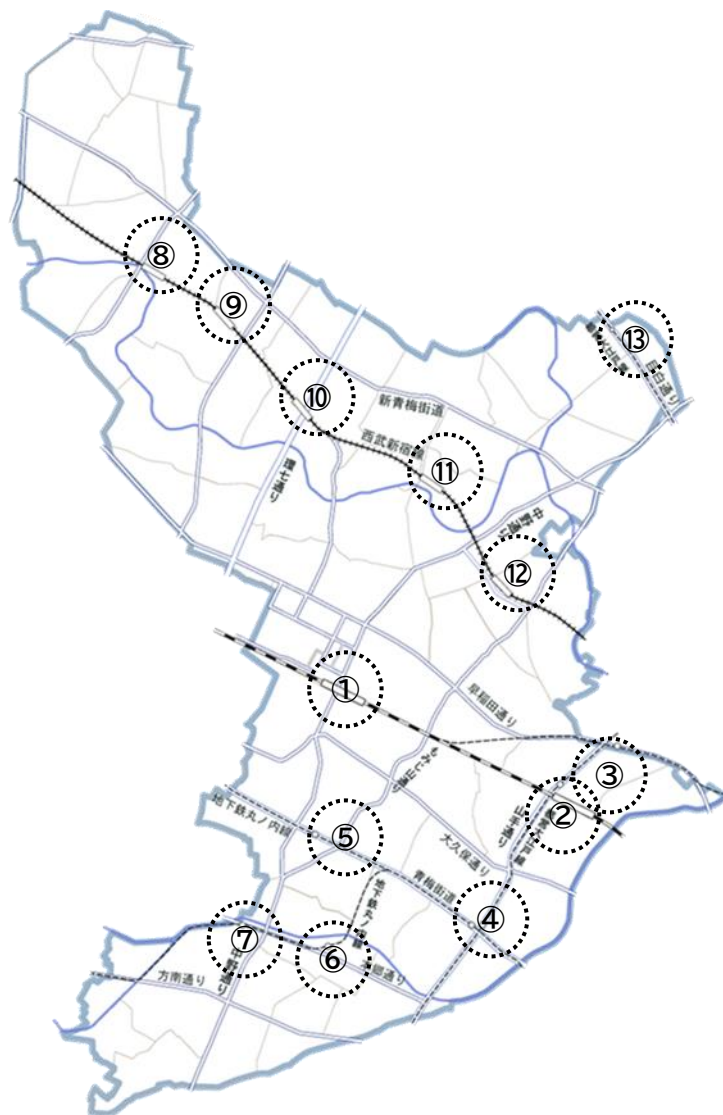
交付申請

書類	所有者	賃借者
中野区公衆喫煙所設置費等助成金交付申請書(第1号様式)	○	○
公衆喫煙所設置・運営計画書(第2号様式)	○	○
公衆喫煙所の設置の場所に係る登記事項証明書(発行後3か月以内)	○	
公衆喫煙所の設置の場所に係る賃貸借契約の契約書の写し		○
公衆喫煙所の設置の場所の地図	○	○
公衆喫煙所の面積、仕様、換気扇等の設備、排気口の位置その他の事項を確認することができる書類	○	○
他の補助金等の交付事業による補助の額、当該補助の対象となる経費等を確認することができる書類(他の補助金等の交付事業により補助がされる場合に限る。)	○	○
公衆喫煙所の全体及び主要部分の状況を確認することができる写真	○	○
見積書の写しその他の公衆喫煙所の維持管理に係る経費の金額及び内訳を確認することができる書類	○	○

完了報告

書類
中野区公衆喫煙所維持管理実績報告書(第9号様式)
公衆喫煙所の維持管理に係る助成対象経費の支払がされたことを確認することができる書類の写し
公衆喫煙所の維持管理に係る助成対象経費の金額及び内訳を確認することができる書類の写し

【公衆喫煙所重点整備地区】



地区名	町丁名
①中野駅周辺地区	中野2～5丁目
②東中野駅周辺地区	東中野1～5丁目
③落合駅周辺地区	東中野4丁目
④中野坂上駅周辺地区	中央1～2丁目、本町1～2丁目
⑤新中野駅周辺地区	中央3～5丁目、本町4丁目・6丁目
⑥中野新橋駅周辺地区	本町3丁目・5丁目、弥生町2丁目
⑦中野富士見町駅周辺地区	弥生町5丁目
⑧鷺ノ宮駅周辺地区	鷺宮3～4丁目、白鷺1～3丁目、若宮3丁目
⑨都立家政駅周辺地区	鷺宮1丁目
⑩野方駅周辺地区	野方3～6丁目
⑪沼袋駅周辺地区	沼袋1丁目・3丁目
⑫新井薬師前駅周辺地区	上高田3丁目・5丁目、新井5丁目、松が丘1丁目
⑬新江古田駅周辺地区	江原町2～3丁目